

3. 規約一部改正に関する事項

岐阜県バドミントン協会規約について

改正前

第 27 条 本会の登録金は年額次の通りとする。

1. 団体登録金

(1)	一	般	男・女	各	5,000	円
(2)	大	学	男・女	各	5,000	円
(3)	高	校	男・女	各	5,000	円

2. 個人登録金

(1)	一	般	1人	2,000	円			
(2)	大	学	生	1人	1,000	円		
(3)	高	校	生	1人	1,000	円		
(4)	レ	デ	ィ	ー	ス	1人	2,000	円
(5)	中	学	生	1人	600	円		
(6)	小	学	生	1人	500	円		
(7)	ク	ラ	ブ	1人	800	円		

改正後

第 27 条 本会の登録金は年額次の通りとする。

1. 団体登録金

(1)	一	般	男・女	各	5,000	円
(2)	大	学	男・女	各	5,000	円
(3)	高	校	男・女	各	5,000	円

2. 個人登録金

(1)	一	般	1人	2,000	円			
(2)	大	学	生	1人	1,000	円		
(3)	高	校	生	1人	1,000	円		
(4)	レ	デ	ィ	ー	ス	1人	2,000	円
(5)	中	学	生	1人	600	円		
(6)	小	学	生	1人	500	円		